（税務相談官）

第四百六十六条　総務部を通じて税務相談官五百九十二人以内を置く。

２　［略］

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条　課税部、課税第一部及び課税第二部に、次の表に掲げる課及び室を置く。

名称	部名	設置する課及び室名
［略］		
東京国税局	課税第一部	課税総括課　資料総括課　審理課　個人課税課　資産課税課　機動課　資料調査第一課　資料調査第二課　資料調査第三課　国税訟務官室
［略］		

［２・３　略］

（課税総括課の所掌事務）

第四百六十八条　課税総括課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官、大阪国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、課税第一部の資料調査課並びに課税第二部の資料調査課、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては、課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課（以下「資料調査第一課等」という。）の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一・二　略］

［号を削る。］

三　［略］

四　［略］

五　前二号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

六　［略］

七　［略］

八　［略］

［号を削る。］

（税務相談官）

第四百六十六条　総務部を通じて税務相談官五百九十五人以内を置く。

２　［同上］

（課税部、課税第一部及び課税第二部に置く課等）

第四百六十七条　課税部、課税第一部及び課税第二部に、次の表に掲げる課及び室を置く。

名称	部名	設置する課及び室名
［同上］		
東京国税局	課税第一部	課税総括課　審理課　個人課税課　資産課税課　機動課　資料調査第一課　資料調査第二課　資料調査第三課　資料調査第四課　国税訟務官室
［同上］		

［２・３　同上］

（課税総括課の所掌事務）

第四百六十八条　課税総括課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課、資料調査第四課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官、大阪国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、課税第一部の資料調査課並びに課税第二部の資料調査課、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては、課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課（以下「資料調査第一課等」という。）の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一・二　同上］

三　内国税の賦課に関する資料及び情報に関する事務のうち、内国税に係る課税標準又は税額の決定に関する事務の管理に関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るもの並びに統括国税調査官、消費税課及び酒税課の所掌に属するものを除く。）。

四　国税通則法第七十四条の七の二第一項の規定による報告の求めに関すること。

五　［同上］

六　［同上］

七　前三号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］